選挙運動用自動車運転手雇用契約書

（個別契約）

斑鳩町議会議員選挙候補者　　　　　　　　（以下「甲」という｡）と

（以下「乙」という。）とは、公職選挙法第１４１条の規定による選挙運動用自動車の運転業務について、次のとおり契約する。

第１条　この契約の内容は、次のとおりとする。

（１）雇用期間

（２）契約金額　　　　　　　　円（１日　　　　　　円×　　日）

第２条 この契約に基づく契約金額について、乙は、斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条に基づき斑鳩町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、契約金額が斑鳩町に請求する金額を超えたときは、甲がその不足分を支払うものとする。 ただし、甲が公職選挙法第９３条に該当し、供託物を没収されることとなった場合は、乙は、斑鳩町には請求できない。

第３条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

第４条 この契約を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　（候補者）　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　（運転手）　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

備考

１ 運転する期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までとする。したがって、立候補届出日前から運転をしている場合でも、この契約書にはその期間を含めないこと。

２ 乙が斑鳩町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載すること。